

議員提出議案第1号

三朝町議会委員会条例の一部改正について

次のとおり三朝町議会委員会条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成26年5月12日

提出者 三朝町議会議員 平 井 満 博

賛成者 三朝町議会議員 清 水 成 眞

賛成者 三朝町議会議員 牧 田 武 文

賛成者 三朝町議会議員 福 田 茂 樹

賛成者 三朝町議会議員 藤 井 克 孝

三朝町議会委員会条例の一部を改正する条例

三朝町議会委員会条例（昭和62年三朝町条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後		改正前															
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>常任委員会の種類</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務教育常任委員会</td> <td>会計課、危機管理課、<u>総務課、財務課、子育て健康課、福祉課</u>及び教育委員会に関する事項並びに他の委員会に属しない事項</td> </tr> <tr> <td>産業民生常任委員会</td> <td>農林課、企画観光課、建設水道課、農業委員会、<u>町民税務課</u>及び三朝町営国民宿舎ブランチナルみささに関する事項</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table>	常任委員会の種類	所管	総務教育常任委員会	会計課、危機管理課、 <u>総務課、財務課、子育て健康課、福祉課</u> 及び教育委員会に関する事項並びに他の委員会に属しない事項	産業民生常任委員会	農林課、企画観光課、建設水道課、農業委員会、 <u>町民税務課</u> 及び三朝町営国民宿舎ブランチナルみささに関する事項	略		<table border="1"> <thead> <tr> <th>常任委員会の種類</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務教育常任委員会</td> <td>会計課、危機管理課、総務課、財務課、<u>税務課、健康福祉課</u>及び教育委員会に関する事項並びに他の委員会に属しない事項</td> </tr> <tr> <td>産業民生常任委員会</td> <td>農林課、企画観光課、建設水道課、農業委員会、<u>町民課</u>及び三朝町営国民宿舎ブランチナルみささに関する事項</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table>	常任委員会の種類	所管	総務教育常任委員会	会計課、危機管理課、総務課、財務課、 <u>税務課、健康福祉課</u> 及び教育委員会に関する事項並びに他の委員会に属しない事項	産業民生常任委員会	農林課、企画観光課、建設水道課、農業委員会、 <u>町民課</u> 及び三朝町営国民宿舎ブランチナルみささに関する事項	略	
常任委員会の種類	所管																
総務教育常任委員会	会計課、危機管理課、 <u>総務課、財務課、子育て健康課、福祉課</u> 及び教育委員会に関する事項並びに他の委員会に属しない事項																
産業民生常任委員会	農林課、企画観光課、建設水道課、農業委員会、 <u>町民税務課</u> 及び三朝町営国民宿舎ブランチナルみささに関する事項																
略																	
常任委員会の種類	所管																
総務教育常任委員会	会計課、危機管理課、総務課、財務課、 <u>税務課、健康福祉課</u> 及び教育委員会に関する事項並びに他の委員会に属しない事項																
産業民生常任委員会	農林課、企画観光課、建設水道課、農業委員会、 <u>町民課</u> 及び三朝町営国民宿舎ブランチナルみささに関する事項																
略																	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。